

Title	慈圓論
Sub Title	On Ji-en (慈圓), a Buddhist priest observed through his historical work "Gukansho" 愚管抄
Author	太田, 次男(Ota, Tsugio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1958
Jtitle	史学 Vol.31, No.1/2/3/4 (1958. 10) ,p.106- 140
JaLC DOI	
Abstract	<p>This article consists of two connected chapters. In the first chapter, the writer relates the work of Ji-en, a Buddhist priest who wrote a book called "Gukansho" (1220) at the beginning of the Kamakura period. The purpose of the book was to restore the power of the aristocracy in the society of the period in question. Ji-en, as the most influential leader of the traditional Buddhism of the Kamakura period and a man of noble birth could not be indifferent to the circumstances under which the aristocratic circles were declining. The measure which the priest introduced in his book was to have the noblemen act in cooperation with the newly risen warriors. The writer of this article attempts to clarify the reason why such a coalition between the two classes was realized by quoting the description of "Gukansho". In the second chapter, the writer points out the fact that Ji-en adopted kana (Japanese syllabary) in writing his book. It was generally accepted at that time that histories and other scholarly works should be written in the Chinese language. Ji-en, however, adopted Japanese expression with Kana instead of the Chinese composition which had been quite Japanized. This was because the author of "Gukansho" wished to have the decayed and illiterate aristocrats read his book, by avoiding the Chinese composition with which he could not express the Japanese language vividly, and to accept the colloquial expressions which were being created successively among the Japanese people of that time. It is one of the main purposes of this chapter to study the colloquial expressions adopted in "Gukansho". It may be said that "Gukansho" reveals a kind of resistance against the rising warrior class and earnest prayer of Ji-en, the priest who was in a sense one of the last noblemen of the Heian period.</p>
Notes	慶應義塾創立百年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19581000-0110

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慈 圓 論

太 田 次 男

- 一、武家社會觀
- 二、假名・俗語論

—

(1)

慈圓は久壽二年に生れ、嘉祿元年に没した。その間約七十年である。それは恰も保元ノ亂の前年から承久ノ變の四年後に當り、自身で、

サテモく／＼コノ世ノカハリノ繼目ニ生レアイテ。世ノ中ノ目ノマヘニカハリヌル事ヲ。カクケサく／＼トミ侍ル事コソ。世ニアハレニモアサマシクモヲボユレ。⁽¹⁾

と述懐してゐるやうに、貴族・武家の交替といふ未曾有の政治的、社會的轉換の時期に當つてゐた。

既に末法の世は貴族の逃れ難い實感となつてゐたが、未だ現實から目をそむけ、そこから逃避する途は鎖されてはゐ

なかつた。一聯の歴史物語、『大鏡』や『榮華物語』では偉大なる過去が尙依然として輝いてゐたし、清盛の全盛時代頃の作といはれる『今鏡』ですら、一切の新興勢力の動きを無視することも可能であつたが、慈圓の時代は更に一段と時態は深刻であつた。彼は六國史以後に於ける、私撰の史書の記述態度の根本にふれて、

保元ノ亂イデキテ後ノコトモ。又世繼が物ガタリト申物ヲカキツギタル人ナシ。(中略)ソレハミナヨキ事ヲノミシルサントテ侍レバ。保元以後ノコトハ。ミナ亂世ニテ侍レバ。ワロキ事ニテノミアラシズルヲハバカリテ。人モ申ヲカヌニヤ。⁽²⁾

といひ、このやうな態度を「オロカニオボエテ」⁽³⁾と厳しく極めつけてゐるが、それだけに自らは些も怯むことなく、「日本國ノ亂逆ト云コトハヲコリテ後。ムサノ世ニナリニケル也ケリ」⁽⁴⁾と、時代の變轉をはつきりと認識し、これを前提として更に一步進んで、「オトロヘタルコトハリヒトスヂヲ申サバヤト思テ」⁽⁵⁾といつて、『愚管抄』著述の根本的動機を明かにしたのである。

慈圓の如く、自らも貴族社會の一員として衰世に生きつゝ、このやうになり下つた現實社會への變化過程を述べ、更にその原因をも究明しようとすることは、唯眼前の事象にとらはれ易い、凡庸なものゝ到底なし得ないことであつて、その根柢には、一種独自の史觀乃至哲理の存在を認めざるを得ないのである。『愚管抄』の史觀については、既に多くの研究があり、⁽⁶⁾今ここで改めて觸れる必要もないが、それは貴族社會の崩壞を眼前にみつゝ、「ヲトロヘキハマリテ。コトニヨクヲコリイズル」⁽⁷⁾可能性を信じ、その存續や永久性を基礎づけるべく生れたものであつて、そこによし佛敎的表現や思考方法がみられるにしても、勿論それは單なる佛敎思想ではなく、謂はゞ急速に進展する武家社會に對する、

公家側よりする内的たゞかひの史的表现であると見做してもよいであらう。

(2)

慈圓のこのやうな時局認識は、更に好むと否とに拘らず、

今ハ武士大將軍世ヲヒシト取テ。國主武士大將軍が心ヲタガヘテハ。エヲハシマジキ時運ノ色ニアラハレテ出キヌル世ゾ。⁽⁸⁾

といふ事態をも認めざるを得なかつたが、單に貴族・武家の對立抗争のみに眼を向け、相手の制壓を夢みることに解決方途を見出すことの出来ない慈圓は、時局收拾の擔當者の一人として、源賴朝の存在に注目せざるを得なかつた。ところで慈圓の賴朝觀を知るためには、先づその前提として彼と最も親密であり、その出所進退や時局認識にも深い關聯のある、兄九條兼實の對武家策及び賴朝との關係をみなくてはならない。

一體兼實に限らず、公家の武家に對する認識には、貴族の存在そのものに根ざす一種動かし難い原型があつて、『大鏡』にある「いまの世に源氏の武者のぞう族は、それもおほやけの御かためとこそはなるめれ」(清和天皇條)などはそれに當るのであるが、賴朝自身も後白河院への密奏の中で「如昔今、源氏、平氏相並、可召仕也」(白玉葉養和元・八月一日條)と書いてあるやうに、それは唯公家の傳統的武家觀であるばかりでなく、假令形式的なものであるにしても、武家としてこの制約は決して免れなかつた。尤もこの固定した公家側の認識は、軍事的獨裁政權樹立を目指す平清盛・木曾義仲などの進出によつて、變更を餘儀なくされはするが、未だ全く否定されるまでには至らなかつた。

かゝる際に、頼朝の對院・公家への交渉が開始されるが、その基本的態度については、永原慶二氏が、鎌倉幕府は、莊園制の打倒を指向する武士¹¹地方領主を土台としながら、それとは異質的な「鎌倉殿」を媒介とすることによつてのみ成立していた。それゆえ、幕府は半面、王朝に對する革命性を内包しながら、「鎌倉殿」の特殊な地位によつて、王朝との對立、破局を回避しているのである。（『源頼朝』一五八頁）

と、その二面性を指摘されるやうに、頼朝はこれまでの武人達のやうな、律令國家を内部から軍事的政權にすり替へるための武力行使に對しては、注意深くこれを避けてゐるのであつて、鎌倉側のこのやうな出方によつて、兼實も頼朝に對して稍一方的ではあるが、清盛・義仲などに對するとは違つた、新たな認識をもつに至るのである。

頼朝と院との交渉過程に於て、兼實は頼朝の態度について、「一々之申狀、不⁹齊⁹義仲⁹一⁹歎⁹」とか、「有¹⁰其理¹⁰一¹⁰歎¹⁰」などと評してゐるが、義仲の下に於ける政權に對しては、複雑な情勢をつかみ兼ねてその接近を警戒した彼が、やがてその貴族的性格の故に頼朝に接近するに至つたのである。謂はゞ、頼朝に於ける革新的性格と保守的性格との同時共存といふ矛盾が、一方に於ては公家側隨一の策士土御門通親に乗ずる隙を與へ、他方醇乎たる貴族としての兼實は、頼朝に於ける貴族的側面の故に、一種の近親感をも深めたものと思はれる。従つて、兩者の協調を單なる兼實側よりの自薦運動のみ解することは、必ずしも當を得たものとは思はれない。

但しこの兼實の對武家・對頼朝の認識は本質的には極めて不充分であり、部分的であり、且つ又非現實的で、もあつた。治承四年九月、頼朝の伊豆擧兵の報を聞いて、兼實は「宛如¹²將門¹²」と書いてゐるが、驚駭の甚しいことでは共通してゐるにしても、武家社會の進展を無視した認識不足を暴露したものと、いふ外はなく、又守護地頭設置の申請に對して

も、「凡非⁽¹³⁾言語所⁽¹³⁾及」と、驚駭と激怒の意を表はしてゐるのも、若しも武家社會の構造や、その經濟的基礎などに本質的理解をもつならば、當然豫測された事態であり、外に對處の仕様もあつたであらう。又頼朝は朝政への干涉を次第に強めるに當つて、「天下之草創⁽¹⁴⁾」といふ言葉を使用して、自己辯護の辭としたが、この言葉のもつ武家側の企圖した變革の意味も、兼實にとつては、自己の政權擔當に當つての餞の言葉として映ずるに過ぎなかつた。その外、義經論⁽¹⁵⁾などをみても、武家社會と迄はいはずとも、膝下たる京都で現に進行中の院と義經との結びつきに對してすら、どれ程の認識と理解とを示してゐたのか、疑なきを得ない程であつて、既に攝政就任後であるにも拘らず、院との關係に就いては、「無權之執政、孤隨之攝籙、薄氷欲⁽¹⁶⁾破、虎尾可⁽¹⁶⁾踏、半死々々」と嘆ぜざるを得なかつた程である。

かうみてくると、兼實と頼朝との間の一見緊密な協調的關係も、實は眞の理解の上に立つ協力ではなく、従つて永續すべき基礎を缺くものであつた。又兼實の政治的驅引なども、所詮後白河院や通親の敵ではなく、建久七年の政變の如きも、いづれは起るべきであつたであらうし、變轉極りない時代の政治家としては決して適任ではなかつたのである。

大勢の同胞の中で慈圓はこの兼實とは特に親密であり、『玉葉』にも「終日談話⁽¹⁷⁾」などの記事もみられるが、わけても文治元年、兼實の内覽宣下以來建久七年の失脚に至るまでの十年間は、兩者の進退に何らかの關聯がみられぬことは寧ろ稀であつた。井上光貞氏によれば、⁽¹⁸⁾當時の天台僧が、山内の院坊よりも京都を主な生活場所とする傾向にあり、慈圓なども白川・粟田口・吉水・西山などにゐて、殆んど山にはゐなかつたとのことであるが、このやうな傾向も兩者の關係を一層接近させたであらう。然し乍ら、それにも増してこの兄弟を強く結びつけたものは、恐らくは母を同じくすることゝ、思考方法の近似性によるものと思はれる。勿論頼朝を知るに至つたのは兼實の方が早かつた筈であるから、

慈圓の頼朝觀には、當然兼實の主觀が多分に反映していると見做してもよいであらうし、頼朝と慈圓とが相互に認め合ふに至つたのも、亦極めて自然なことなのである。

(3)

慈圓が『愚管抄』に於て、上古以來承久に至るまでの歴史を、道理の展開に基いて七期に區分したことはよく知られてゐるが、その第五期は、

五 初ヨリ其議兩方ニワカレテ。ヒシ／＼ト論ジテユリユクホドニ。サスガニ道理ハ一コソアレバ。ソノ道理ヘイ、カチテヲコナフ道理也。

コレハ地躰ニ道理ヲシレルニハアラネド。シカルベクテ威徳アル人ノ主人ナル時ハ。コレヲモチイル道理也。

コレハ武士ノ世ノ方ノ頼朝マデ歟。⁽¹⁹⁾

といふのである。内容上幾分理解し難い點もあるが、武士の出現により國內が分裂し、それが頼朝などの力によつてまた次第に統合されてゆく過程が示されてゐると思はれ、これは勿論貴族社會を除外してゐるわけではないが、「コレハ地躰ニ道理ヲシレルニハアラネド」といふところに、慈圓の武家評價の一端がみられ、「シカルベクテ威徳アル人」といふ言葉の中に、暗に頼朝なども含まれてゐると思はれるのであるが、この點について更に論を進めて、

コノ源氏頼朝將軍昔今有難キ器量ニテ。ヒシト天下ヲシヅメタリツル跡ノ成行ヤウ。人ノシワザトハヲボヘズ。顯ニハ武士ガ世ニテアルベシト。宗廟ノ神モ定メ思食タル事ハ。今ハ道理ニカナイテ必然ナリ。(中略)只冥ニ因果ノコ

タヘユクニヤトゾ心アル人ハ思フベキ⁽²⁰⁾

といつてゐるやうに、「冥ノ因果ノ世界」、つまり道理の立場に立てば、その存在に疑問はあるにしても、「顯」の世界としての武家社會の存在は、「道理ニカナイテ必然ナリ」と、最早その存在は動かすべくもないことを確認したものであり、そこには無論政治的立場の反映もあらうが、それだけに時態をそこまで導いてきた頼朝に對しては、惜しみなき讃辭を呈する外はなかつたのである。

然し乍ら、一度公家の方に眼を向ければ、様相は一變してくる。元來慈圓の七區分説は、飽迄も貴族社會を中心にした考察であり、

コノヤウヲ日本國ノ世ノハジメヨリ。次第ニ王臣ノ器量果報ヲトロヘユクニシタガイテ。カ、ル道理ヲツクリカヘ
 くシテ。世ノ中ハスグル也。劫初劫末ノ道理ニ。佛法王法。上古中古。王臣萬民ノ器量ヲ。カクヒシトツクリアハ
 スル也。サレバトカク思トモカナフマシケレバ。カナハデカクヲチクダル也。⁽²¹⁾

によつても明かなごとく、時代の進展に對して、「王臣ノ器量」が重大な契機となつてゐるのであるが、特にこゝで時代が「ヲチクダル」ことを指摘してゐることは、攝關家をはじめ、貴族全體に對する深刻な反省を意味するとみるべきであらう。然も慈圓が頼みとし得る人物は次々とこの世を去つてゐる。頼朝の存在とは正しく對照的に、「スベテムゲニ世ニ人ノウセハテテ侍也⁽²²⁾」といふやうに、彼に匹敵出来る公家側の人材不足を悲嘆せざるを得なかつたのである。

然し乍ら、慈圓は頼朝を徒に賞讃するばかりではない。兼實の攝政就任に對しても「九條殿ハ源將軍ニトリイダサレタル人ニテ⁽²³⁾」と、武家の優位とその政治的壓力とに、多少の感慨を表明して、冷嚴なる事實から眼を背けてはゐないし、

又頼朝の院への上奏に對しても、「コノ奏聞ノヤウ誠ナラバ。返々マコトニ朝家ノタカラナリケル者カナ。」と若干の疑念を挾んでゐることを、見逃すことは出来ないであらう。更に近親者の一人、西園寺公經への手紙の中に於ては、頼朝の「咎」として、「攝録之家ヲ不用しばやと云心發て候也」と注目すべきことを述べてゐる。元來『愚管抄』そのものが、謂はゞ公經やその周邊の者を直接の對象としてゐるらしくみえることを思ふ時、それにすら書き記さなかつた事を私信に託して述べてゐることは、慈圓の偽らざる本心の吐露として意味深いものがあらう。この慈圓の言葉が具體的に如何なる事實を指すか、必ずしも明かではないが、頼朝の對公家策としては、充分に有り得べきことであり、慈圓としてはそれが協調を亂すこととして、看過出来なかつたのであらう。

元來武家と公家とは異質なものであつて、本質的には到底協調しうるものではない。唯頼朝によつて代表される武家側が、時に必要以上の妥協を示し、それに公家側が恣意の解釋を加へて、共存しうるものとの錯覺に陥つてゐたに過ぎないのであつて、従つて、武家側が一度本來の態度をもつて臨むならば、兩者の協調は恐らく一たまりもなく破壊される底のものなのである。慈圓は頼朝の能力を極めて高く評價しつゝも、他方、それとの協調に明確な限界を設けることを忘れてはゐなかつたのである。

(4)

かくて時代は「後白河院ヨリコノ院^(後鳥羽)ノ御位マデ」の六期から、更に最後の七期に入る。慈圓はこの期を、

七 スベテ初ヨリ思ヒクワダツル所。道理ト云モノヲツヤク我モ人モシラヌアイダニ。タバアタルニシタガイテ後

ヲカヘリミズ。腹寸白ナドヤム人ノ。當時ヲコラヌ時。ノドノカハケバトテ水ナドヲノミテシバシアレバ。ソノヤマ
イヲコリテ。死行ニモヲヨブ道理也。

コレハコノ世ノ道理也。サレバ今ハ道理トイフモノハナキニヤ。⁽²⁶⁾

といふやうに規定してゐるが、ここで「コノ世」とは具體的には承久ノ變の直前を指してゐるとみてよいであらう。頼朝は既にこの世にはなく、鎌倉幕府は執權の時代へ變質してゐた。專制的棟梁としての頼朝の死後、最早將軍は虚位を擁するに過ぎず、これに代る執權は武士の利害の眞の代辯者として實權を握り、封建的社會の充實と共に、武家政權としての幕府の面目は次第に發揮されて、對京都策は次第に硬化するのである。さうして頼家、實朝の死を契機として朝幕關係の轉換の時期が到來するのである。

慈圓はこの時代を「道理トイフモノハナキニヤ」とまで悲嘆したのであるが、その眼に映じた當時の武家社會は、

武士將軍ヲウシナイテ。我身ニハヲソロシキ物モナクテ。地頭くトテ。ミナ日本國ノ所當トリモチタリ。(中略)

武士ナレバ當時心ニカナハヌ者ヲバアレくトニラミツレバ。手ムカヒスル物ナシ。タゞ心ニ任セントテ。ヒシト案
シタリト今ハミユメリ。⁽²⁷⁾

といふやうに、京都側の觀測とは全く相違して、最早その實力は如何ともなし得ない程、強力なものであつた。貴族に幾分なりとも理解を示す頼朝が存在してこそ始めて、公武の協調もあり得ようが、今はそれも空虚なものになつた。慈圓には、武力がすべてを制する世になつたものと映じたのである。

曾て、土御門通親は、院にあつて武家と正面から對抗し、その制壓を計つたが、その政策は巧妙であり、屢々武家の

弱點を衝くものがあつた。その武家社會への認識は、慈圓よりも遙かに透徹し、村上源氏の後裔として、公家側の異色ある存在であつたが、それだけに、慈圓とは全く異なるタイプであつた。兩者の間に勿論特に交渉はみられない。彼はその業半ばで薨じたが、それは實朝遭難の十數年前に當り、その後院は俗人達によつて占められてゐた⁽²⁸⁾。

然し乍ら、慈圓の求めるものは鬪争でもなければ、況や單なる勝敗でもない。武家の壓力に反撥して、小細工を弄して一時的に獲られたかに見える武家制壓とても、決して永續すべき根據を見出すことは出来ない。慈圓は唯刻々に變化する力の角逐の場に止まるだけではなく、永遠なるものをも志向出来る人物を求めようとした。西園寺公經に對して、「三世事不了達之人、只一往眼前はかりを思人の眞實ニ天下ヲ執政する事ハ凡不候也⁽²⁹⁾。」と書き送つてゐるのも、この意味からであらう。然も彼が將來を託するに足るやうな人物は、餘りにも少なかつた。孤獨の影はいよ／＼濃く、時に物狂ほしくなるのを制することは出来なかつた。悲しみに沈む心は、時として、

サレバコハイカニスベキ世ニカ侍ラン。コノ人ノナサヲ思ヒツゞクルニコソ。アダニクサ／＼心モナクテ。マツベキ事モタノモシクモナケレバ。今ハ臨終正念ニテ。トク／＼頓死ヲシ侍ナバヤトノミコソ覺ユレ⁽³⁰⁾。

の如き言葉をすら吐かしめるに至つたのである。

次第に深刻化してゆく朝幕關係にあつて、實朝の横死はいよ／＼危機の到來を意味するのであるが、それは源家を武家社會から切離す、北條氏などによる豫定の行動であつたかも知れない。北條氏は既に實朝の存命中に、密かに親王將軍の東下を奏請してゐた程である。當時源氏の正統は、實朝以後にも求め得るにも拘らず、それを全く無視し、寧ろ源氏の跡を絶つことを望むかのやうな政策を打出してゐる事は、北條氏の意圖が奈邊にあるかを推測せしめるに充分であ

る。従つて假令その奏請が實現されたにしても、親王將軍に實權を持たしめぬことは、既定の事實であつたに相違ない。後鳥羽院は歴史的主體性の堅持と、院近臣達をも含めた武家社會への無知とから、この計畫には最初から反對されたが、寶朝の死は京都側をいよく刺戟し、結局親王將軍東下の計畫は失敗に歸した。武家側は、更に第二案として兼實の曾孫に當る三寅(みとこ)(頼經)の將軍就任を懇望した。勿論これとても、親王から攝關家の子弟へと變つたのみで、これ亦名のみの將軍とする、始からの計畫には些の變更もなかつた。

後鳥羽院はこの計畫にも同じ理由から反對であつたが、九條家の政敵である近衛基通などは、この計畫自體を「左府恥哉」とまで評したといはれてゐる。慈圓にとつて、この三寅は兼實の曾孫として、親しい一族であつたが、かゝる事態を如何にみたか、次に述べてみよう。

(5)

元來慈圓の政治上の理想は、天皇とこれを補佐する攝籙の臣とによる、理想的意味に於ける君臣合躰の政治形態の復活であつた。「延喜天曆マデハ君臣合躰魚水ノ儀。マコトニメダタシトミユ。」(33)といひ、「寛平マデハ上古正法ノスヘトヲボユ。延喜。天曆ハソノスエ。中古ノハジメニテ。メダタケシカモ又ケダカクモアリケリ。」(34)などによつても明らかであるやうに、院政といふ變則的政治形態の未だみられない、寛平・延喜・天曆の世こそ最も望ましい時代であつた。王臣の器量の下つたこともさることながら、慈圓にとつて院政は寧ろその弊害のみが目立つてみえた。『玉葉』に於ても、後白河の院政に於ける腐敗墮落が痛罵されてゐるが、兼實は遂にその政治的生命を終るまで、院政と妥協するこ

とは出来なかつた。慈圓がこの影響を受けたのは至極自然のことであらうが、院政の根本的缺陷を「君ハ臣ヲウタガヒ。臣ハ君ヲヘツラフコトノイデキタル。」⁽³⁸⁾とみ、更に後三條院については、「攝籙ノ家關白攝政ヲスズロニニクミステントハ何カハヲボシメスベシ。」⁽³⁸⁾とすら評してゐるが、院政出現の歴史的根據には一言も觸れてゐないのである。

建久七年、兼實の失脚後は、院を中心舞台とする通親の花々しい活躍期であつたが、幕府側の度重なる政治的不手際と、通親の疎腕とによつて、院側は一時的に政治、經濟上の勢力と威信とを恢復し、更に勢に乗じて、武家社會とは比ぶべくもない空虚な力を過信し、遂に幕府打倒をすら夢想するに至つたのである。

慈圓はこの計畫の無謀と危険とを充分に承知してゐた。院の空虚な理想主義と、近臣達の醜惡な野心に憤を感じ、「スコシハ世ノウツリ物ノ道リノカハリユクヤウハ。人コレヲワキマヘガタケレバ。」といつて、これを窘めてゐる。又慈圓は院側がどれ程武家を憎み、總力を結集してこれに當らうとしても、「コレニマサリタルトモガライデクベキニアラズ。」⁽³⁸⁾の如く、その實力は最早何物も抗すべくもない程決定的であることを、認めざるを得なかつた。若しもこの壓倒的な武力を、公家側が正面から受けるやうな事態が起るとすれば、「將軍がムホン心ノヲコリテ運ノツキン時ハ。又ヤスノトウシナハンズルナリ。」⁽³⁹⁾實朝ガウセヤウニテ心エラレヌ。平家ノホロビヤウモアラハナリ。」のごとく、極く近い實例をみたゞけで、事態はどの様な結果になるか、明白であることを指摘するのである。

然し乍ら、これは徒に武家に追隨することではない。寧ろ慈圓は所謂親幕派と見做される西園寺公經に對しては、關東武士義時以下尼二品等ニ、爲我御身令恐給て、追從心と云物ヲ佛神ニ申て、さはさはと可令停止候也。是は一向に爲世也爲君也と可思食取候也。⁽⁴⁰⁾

と書送つて、私的利益のために關東に接近するやうな態度に對しては、嚴しい戒告の言葉を發してゐる。この書簡は思想的な筋を通さずに、唯現實に押流される安易な態度に對する、頂門の一針であると同時に、慈圓と頼朝との友好關係についても、これを單に表面的に取扱ふ危険性を示唆せずには措かないであらう。

このやうに、一步々々確實にその基礎を固めてゆく武家社會を眼前にみながら、慈圓は尙上古の理想を捨去ることは運命的に不可能であつた。「コレニツキテ昔ヲ思ヒイデ今ヲカヘリミテ。正意ニヲトシスエテ。邪ヲステ正ニ歸スル道ヲヒント心ウベキニアヒ成テ侍ゾカシ。」⁽⁴¹⁾にもみられる如く、理想に照し現實を如何に筋を通して處理するか、喫緊の要務であつたが、その唯一の解決策を、慈圓はひとへに公卿將軍（頼經）の關東下向のうちに見出し、これに政治的一切の運命を託さうとしたのである。

上古の理想的意味に於ける君臣合躰の政治の場合には、武力はさまで問題にはなり得なかつたが、今や事態は一變した。然も尙上古の形態に執心するならば、その現代的方式として、武力を伴ふ攝關といふ考へ方以外にはない。これが慈圓に残された唯一の打開策であつた。勿論これは慈圓の發意によるといふよりも、はじめは時勢の動きの中に生れた幕府側の計畫であつたが、それに慈圓独自の意味内容を附與して、その實現に異常な熱意を示すに至つたのである。

それは「攝籙家ト武士家トヲヒトツニナス」⁽⁴²⁾ことであり、京・鎌倉を一つのものにした上での君臣合躰の方式であつて、慈圓はそれに「文武兼ジテ威勢アリテ。世ヲマモリ君ヲマモルベキ攝籙ノ人ヲマウケテ。世ノタメ人ノタメ。君ノ御タメニ參ラセラル、」⁽⁴³⁾ことを期待して止まなかつた。若しもこの體制が實現出来るならば、こゝに始めて「昔今ハカヘリアイテ。ヤウハ昔イマナレバカハルヤウナレドモ。同スチニカヘリテモタフル事ニテ侍也。」⁽⁴⁴⁾といふやうに、上

古の理想が新しい形態をとつて實現されることになるわけである。

然し乍ら、この案は一方に於て慈圓の貴族的理想主義者たるを示すと共に、勉めて公正な認識を求めようとして、尙且つ免かれ難い、武家社會に對する根本的認識不足を露呈するものであつて、公卿將軍についても、慈圓と武家とは同一案を全く異なる立場からみてゐたのである。彼は「此武將ヲミナウシナイハテ、誰ニモ所從トナルベキ武士バカリニナシテ。」⁽⁴⁵⁾といつてゐるが、鎌倉に於ける將軍職の政治的變化や、執權職と御家人との密接な結合などについても、正確に見透すことが出來ず、況んや、武家社會の社會經濟的基礎に對する洞察には、缺けるものがあつた。

然もこれは第三者の單なる計畫案ではなく、解決を迫られた現實の問題であつた。院側の反對や、美望・嫉妬・中傷の渦まく中に計畫は實現し、當年二歳の三寅は承久元年六月廿五日、鎌倉へ向け出發した。慈圓はこの事に就て「京ヲ出ル時ヨリ下リツクマデ。イサ、カイサ、カモ聲ナクテヤマレニケリトテ。不可思議ノ事カナト云ケリ。」⁽⁴⁶⁾と書き添へることを忘れなかつたし、「一定ハ八幡大菩薩ノナサセ給ヒヌ。人ノスル事ニアラズ。(中略)不可思議ノ事ノイデキ侍リヌル也。」⁽⁴⁷⁾と、正に息を呑んで成行を見守るより外はなかつたのである。

公卿將軍の擁立實現は、客觀的には決して事態の好轉を將來しなかつた。慈圓は身近な問題としては公經の驕恣を抑へるのに腐心しなければならなかつた⁽⁴⁸⁾、依然として續く院側の對幕強硬策に對しては、その危険性を警告し、その危機回避といふことが直接の動機となつて、承久二年、『愚管抄』をも書かざるを得なかつた。若しもこの危機を乗切り得るならば、爾後廿年間に世運の回復を計り、その間に武家側を極力慰撫しつつ、一方では京都に於ける政界・宗教界に互る目に餘る剩員整理を斷行し、新しい體制の樹立整備を企圖しようとしたのであるが、廿年はおろか、翌承久三年の

事變により、慈圓の計畫は一切が水泡に歸した。

慈圓の死は、變後四年目に當るが、それは貴族の理想に殉ずる者に相應しいものであつた。

註

- (1) 『愚管抄』(丸山二郎校註岩波文庫本、以下同じ) 附録・三二〇頁 (2) (3) (5) 同・第三・八九頁 (4) 同・第四・一六九頁。
- (6) 村岡典嗣『日本思想史上の諸問題』のうち「未法思想の展開と愚管抄の史觀」
- (7) 『愚管抄』第三・一〇九頁 (8) 同・第五・二三〇頁。
- (9) 『玉葉』卷卅九・壽永二年一〇月二日條 (10) 同・一〇月九日條。
- (11) 兼實は「但於_レ余者、亂世之執柄非_レ所_レ好」(『玉葉』壽永二年九月六日條)といつてゐる。
- (12) 『玉葉』卷卅五・治承四年九月三日條 (13) 同・一二月廿八日條 (14) 同・卷四三・文治元年一二月廿七日條。
- (15) 「頼朝失_ニ義經之勲功_一、殆及_レ害_レ命之條、事若實者、義經起_ニ逆心_一之條、一旦可_レ然」(『玉葉』卷四三・文治元年一〇月一七日條)とあつて、頼朝の御家人統制策の一環としての義經の處置などには全く言及されてゐない。
- (16) 『玉葉』卷六二・建久二年一〇月五日條 (17) 同・卷五七・文治六年四月一二日條。
- (18) 井上光貞『日本淨土教成立史の研究』(二八八頁)
- (19) 『愚管抄』附録・二九四頁 (20) 同・第六・二七一頁 (21) 同・附録・二九五頁 (22) 同・三二〇頁 (23) 同・三〇四頁 (24) 同・第六・二四四頁。
- (25) 『大日本史料』第四編之十五・『門葉記』「慈鎮和尚被遣西園寺太相國狀」一四九頁
- (26) 『愚管抄』附録・二九五頁 (27) 同・三一〇頁 (28) 同・三一五頁 (29) 同・三二四頁
- (30) 「イカニ將來ニユノ日本國ニニ分ル事ヲバシヲカンゾ」(『愚管抄』第六・二八二頁)
- (31) 「慈鎮和尚被遣西園寺太相國狀」(前出・七二二頁)
- (32) 『愚管抄』附録・三〇二頁 (33) 同・第三・一二九頁 (34) 同・一一九頁 (35) 同・第四・一六二頁 (36) 同・附録・三

〇六頁 (37) 同・三一二頁 (38) 同・三二〇頁

(39) 「慈鎮和尚被遣西園寺太相國狀」(前出・一五〇頁)

(40) (41) 『愚管抄』附録・三〇六頁 (42) 同・三一四頁 (43) 同・三一五頁 (44) 同・三〇二頁 (45) 同・第六・三八三頁

(46) 同・附録・三〇五頁

(47) 「此下向小童ハ我孫也、是を武士ニ造立て、我世にあらんと云案ヲはし候ましき也、(中略)是ヲハ爭私之得分ニ可存候哉、仍君御定天下新之外、若公ヲ脇はさむ心も候まし」(「被遣西園寺太相國狀」前出・一五〇頁)と忠告せざるを得なかつた。

二

(1)

『愚管抄』には平假名本と片假名本と二系統があるが、兩者に殆んど差異はなく、その意味での書誌的問題はないし、それが假名で書かれてゐることには疑問の餘地はない。但しこれを内容上からみれば、同じく假名文の歴史とはいふものゝ、所謂歴史物語とは文體そのものゝ系統を異にしてゐて、そのあとを繼ぐものとは考へられない。當時に於ける著作内容と文體との關係からすれば、寧ろこのやうな史的評論風のもの、漢文體こそ相應しかるべきであるにも拘らず、こゝで殊更に假名が使用されてゐるとすれば、著者として、何か特別な理由がなくてはならないであらう。

その理由の第一に擧げられることゝして、慈圓は先づ、

今カナニテ書事タカキ様ナレドモ。世ノウツリユク次第トヲ心ウベキヤウヲ。カキツケ侍意趣ハ。惣ジテ僧モ俗モ今

ノ世ヲ見ルニ。智解ノムゲニウセテ學問ト云コトヲセヌ也。⁽¹⁾

といつてゐるが、これは無論のこと乍ら、慈圓が個人的立場から他人の無學を嘲笑してゐる言葉ではなく、もつと廣い立場から貴族社會の實情を悲嘆し、これに對する對應策を考へ、その一環として、この著作を假名がきにすることを明かにしたものと思われる。

貴族社會に於ける學問の衰微が目立つやうになつて以來、既に永い年月が經過した。曾て三善清行は、當時の最高の教育機關たる大學の衰微を嘆き、その根本的原因として「潤⁽²⁾權門之餘唾⁽³⁾者、生⁽⁴⁾羽翼⁽⁵⁾而入⁽⁶⁾青雲⁽⁷⁾」といつて、そこが最早學問の場としての機能を喪失しつゝあることを指摘したが、それより後、學問は世に立つ上の必修條件である實をいよく失ひ、それに代つて、寧ろ端的に、派閥の渦中に人々は生きる途を見出すやうになつた。

慈圓は當時に於けるこのやうな事態について、先づ一般的に「ヲサマレル世ニハ官人ヲ求ム。亂レタル世ニハ人官ヲモトムト。」⁽³⁾と述べてはゐるが、現状は遙かにすさまじく、「官人ヲトモムト云事ハイヒイダスベキ事ナラズ。人ノ官ヲモトムルモ今ハウセニケリ。成功⁽⁴⁾ト猶モトムルニナサント云人ナシ。」⁽⁴⁾といふ爲體であつた。従つて公家社會の頂點に立つ院や、攝籙家などはいづれも自己の勢力保全に腐心し、

今ノ世ニハ宮モノノ子モ。マタ次々ノ人ノ子モサナガラ宮ブルマイ。攝籙ノ家嫡ブルマイニテ。次々モヨキ親ノヤウナラセント。ワロキ子共ヲアテガヒテ。コノヲヤヤノ取イダセバカクハアルナルベシ。⁽⁵⁾

といふやうに、地位の獨占體制を計るのも、別に怪しむに足らぬことであつた。己が實力によらずに獲られた地位は、その手段如何を問はず本來不安定であつて、また何時同じやうな手段により取つて替られるかは計り難い。當時このや

うにして世に立つ者が餘りにも多かつた。人材不足が嘆かれるのも寧ろ當然のことであつて、それを逆にいへば、「サレバ人ナシトハイカニシカルベキ人ノヲホササコソトゾイフベキ。アハレアハレ有若⁽⁶⁾亡。」といふ悲嘆でもあつたのである。その結果として常に附隨するのは、「イヨ／＼縉素ミナ怨敵ニシテ。鬪諍誠ニ堅固ナリ。貴賤同ク无⁽⁷⁾人シテ。言語スデニ道斷侍リヌルニナン。」といふ事態であつて、ここに古代末期の貴族社會が活寫されてゐるかの感がある。「今ハ道理トイフモノハナキニヤ」とは正しく、このやうな公家社會内部の、最早如何とも手の施しやうすらない腐敗に向つての嘆息の聲であつて、學問的背骨をもつ者の筋の通つた時局認識や、現實判斷などは到底求め得べくもなかつた。『愚管抄』が假名がきにされたことも、このやうな社會を背景としてこそ始めて理解されるであらう。

(2)

慈圓は差迫つた朝幕關係の危機回避策を劃策する一方、忍耐強く、長期に亙る公家社會の復興策を計畫してゐるが、その根本問題として取上げられたのが學問の復興であつた。兼實が勸學院の再建に努力したのも、恐らくはこれと關聯があると思はれるが、『愚管抄』が假名で書かれたことも、その意味に於て再考さるべきであらう。

假名を使用する意味について、慈圓は先づ、

中々カヤウノ戲言ニテ書置タランニハ。イミジガホナラン學生ダチモ心ノ中ニハコ、ロヘ易クテ。獨エミシテ才學ニモシテン物ヲトヲモイヨリテ。中々本文ナドシキリニヒキテ才學氣色モヨシナシ。誠ニモツヤ／＼トシラヌ上ニ。ワレニテ人ヲシルニ物ノ道理ヲワキマヘシラン事ハカヤウニテヤ。少シモ其アト世ニ殘ルベキト思テ。コレハ書ツケ

侍也。⁽⁸⁾

と一應やゝ軽い筆致を以て書いてゐるが、これは恐らく學問をする者に對する一種の皮肉でもあらう。然し一方からすれば、學問をしてゐる者すらかくの如くであるとすれば、それから既に遠ざかつてゐる者の程度については想像に難くないであらう。このやうな「愚癡无智」⁽⁹⁾の人に、現代の考察である『愚管抄』が廣く讀まれることを望むならば、

ムゲニヲカシク耳ヂカク侍レドモ。猶心ハウヘニフカクコモリタル事侍ランカシ。ソレヲモコノヲカシクアサキ方ニテスカシ出シテ。正意道理ヲワキマヘヨカシト思テ。只一筋ヲワザト耳ドヲキ事ヲバ心詞ニケヅリステ。世中ノ道理ノ次第ニツクリカヘラレテ。世ヲマモリ人ヲマモル事ヲ申侍ナルベシ。⁽¹⁰⁾

とあるやうに、平易な假名がきの文章で書く以外にはなかつたのではなからうか。尙このことに關聯して、『愚管抄』を一般庶民にも廣く讀ませる意圖があつたとの見解もあるが、⁽¹¹⁾どれ程文章が平易に書かれようとも、内容の上からみて、當時の庶民をも對象としたとは到底考へられない。

かくの如く、假名がきにすることが廣く讀者を得ようとするためであるとすれば、その意圖の中には、當然更に高い目標が含まれるべきであつて、『愚管抄』を讀む者が、「モシ万一コレニ心ヅキテ」⁽¹²⁾といふやうになり、道理の史的展開に心が開けてゆくならば、慈圓は次の教育目標を既に用意してゐるのである。それは『寛平遺誠』『二代御記』『九條殿ノ遺誠』や、その他「名譽ノ職者人ノ家ノ日記。内典ニハ顯密ノ先徳ダチノ抄物ナド」⁽¹³⁾などの研學を奨めることであつて、更にそれ以上の者の爲には、明經の十三經をはじめ内外多數の典籍の名を書き列ねてゐる。勿論それらは、幾分なりとも學問的教養のある人士であるならば、決して高級のものではなく、寧ろ何人も知る程度の部類に屬するものばかりで

あるが、それにも拘らず多數の書籍名が丹念に列擧されてゐることは、假令これ迄に充分知られてはゐても、貴族社會に於て、その眞の意味の把握が不充分であつたことを示すものであらう。

然し乍ら、こゝで更に一考を要することは、學問の復興を如何なる方向に進めるかといふことである。當時の宗教界に於ては淨土系思想が社會的變動と共に著しく表面に現はれ、攝籙家の典型的人物である兼實すら法然と接近するといふ様に、正しく古代末期の動亂期に相應しい様相を呈してゐた。慈圓は「其行法勇猛精進也」⁽¹⁴⁾といはれ、古代末期の天台座主としては稀にみる人物として、叡山復興に全力を注いできた。従つて、舊佛教の最高指導者として、公的立場としては無論新佛教に對して批判的たらざるを得なかつた。一方儒教に於ては俊筈の歸朝（建曆元年）以後、漸く新儒教としての宋學が興らうとしてはゐたが、未だその緒につかず、依然として一般貴族は經學を喜ばず、舊態依然たる詩文に沈淪するのみであつた。當時、藤原賴長とその師に當る清原賴業などは、學問的に一頭地を抜いてゐた。「禮記正義」を送られて「勝⁽¹⁵⁾得⁽¹⁵⁾萬戶侯⁽¹⁵⁾」と狂喜し、自ら「專學⁽¹⁶⁾經、不⁽¹⁶⁾暇⁽¹⁶⁾學⁽¹⁶⁾史」であるとして、食事中にすら『南史』を讀ませた程好學の賴長は、康治改元に當つて、

康治、反飢、若治勞音反忌、又穀梁傳、昭廿一年云、大饑、傳云、一穀不⁽¹⁷⁾升謂⁽¹⁷⁾之⁽¹⁷⁾饑、二穀不⁽¹⁷⁾升謂⁽¹⁷⁾之⁽¹⁷⁾饑、三穀不⁽¹⁷⁾升謂⁽¹⁷⁾之⁽¹⁷⁾饑、四穀不⁽¹⁷⁾升謂⁽¹⁷⁾之⁽¹⁷⁾康、康五穀不⁽¹⁷⁾升謂⁽¹⁷⁾之⁽¹⁷⁾大侵、今案⁽¹⁷⁾康治二字、皆從⁽¹⁷⁾水、然則、以⁽¹⁷⁾水災⁽¹⁷⁾可⁽¹⁷⁾飢饉⁽¹⁷⁾之象也、後日、以⁽¹⁷⁾此事⁽¹⁷⁾問⁽¹⁷⁾新大納言公能、答云、參入卿相、更不⁽¹⁷⁾申⁽¹⁷⁾此事、在⁽¹⁷⁾官宜⁽¹⁷⁾使⁽¹⁷⁾能、今卿士、皆以⁽¹⁷⁾不⁽¹⁷⁾學⁽¹⁷⁾經史、國家滅亡、豈不⁽¹⁷⁾宜⁽¹⁷⁾哉、⁽¹⁷⁾

といふ批評態度をとつてゐる。彼によれば、國家の衰微は諸卿の經史に對する無學によるものであり、如何なる時代に於

ても、經史は尙依然として一切の批判を絶した絶對的眞理であることを、彼は確信してゐた。

頼長は不幸にして亂に斃れたが、頼業はやがて兼實の家司となり、その陰の人物として政治上にも活躍し、思想的にも兼實に影響を與へてゐることは『玉葉』に明かである。慈圓が頼業からどの程度の影響を受けたか、その交りについては不明であるが、頼長の日記『台記』に現はれてゐる經書類と、『愚管抄』に列擧された既述のものと同略一致することなども、間接的關聯を示すことになりはすまいか。『玉葉』によれば、頼業は兼實の長子良通に『尙書』や『左傳』を傳授し、その教導によつて良通は漢家帝王系圖を著して、師の賞讃を博したとある。ところで『愚管抄』第一の劈頭には「漢家年代」が記載され、これをも含めて第一、第二に跨がるわが「皇帝年代記」が、その文章は明かに慈圓自からのものではなく、恐らくは既刊の年代記類を書寫し、唯必要な個所にのみ筆を入れてゐる書きぶりであるのをみれば、この「漢家年代」が、或は良通作の帝王系圖と何等かの關聯がありはすまいかとも推測されるのである。恐らくこの漢家年代は、皇帝年代との對比の意味で掲載されているのであらうが、愚管抄本文にそれ程必要なものではなく、この表が既成のものとするれば、無論儒學系の人の手に成るものであることは明かである。

慈圓の經學に對する態度も、頼長・頼業などと特に異なるところはない。彼はそれを原理的にはなく、政治との關聯に於て取上げてゐるのであるが、それは經學を全面的に復興して、その原理や知識に基いて動亂の世を鎮め、時代の歪みを匡正しようとするのである。經書は依然として絶對的な權威をもち、現實の中からそれに即應した對策を見出さうとする新しい態度はその萌芽すらみられず、従つて、現實と經書との間にみられる諸矛盾に對する問題意識なども、全く見出すことは出来ない。つまり經書自體には批判すべき何物もなく、ただ問題として指摘されるのは、經書に對す

る人々の對處の仕方のみであつた。要するに、儒學による教育復興に關しては、慈圓は舊貴族と全く同一の態度をもつてゐたわけであり、その限りに於ては、時代の矛盾を解決する新しい方途を見出してはゐなかつたといへよう。

(3)

以上のやうに、『愚管抄』を假名がきにした理由の一つは、貴族社會の腐敗に伴ふ無學を克服する爲の教育的狙ひにあつたが、更に彼が擧げてゐる他の理由は、廣義に於ける漢文體そのものゝ批判を前提として、全き表現を可能にするためには、俗語を交へた和文こそ必要であるといふのである。

漢文體の批判は勿論慈圓に始まるものではない。漢文・漢文學の盛行は、他面それよりの解放の努力をも強め、表現力の擴大のために、それとの内的たゞかひが絶えず存続した。既に平安朝には『源氏物語』を頂點とする和文が開花したし、漢文を使用する層の中から、學力低下と漢文本來の表現の不足を補足する意味とから、和漢混淆體も生じ、院政時代にはかなり普及する迄に發展した。

慈圓の遺文類の文體は諸種に互り、『門葉記』に記載されてゐる「天台勸學講緣起」や、諸種の願文など佛教關係の公式文書にみられる純然たる漢文體、歌集『拾玉集』の諸所に散見する詞書などにみられる和文系のもの、それに『愚管抄』やそれと略同じ範圍に入る書簡などを含む一種の和漢混淆體風のものなどであるが、勿論これらの總てに通曉してゐた慈圓が、漢文體に對して懐く批評は、

學問ハ僧ノ顯密ヲマナブモ。俗ノ紀傳明經ヲナラフモ。是ヲ學スルニシタガイテ。智解ニテソノ心ヲウレバコソヲモ

シロクナリテセラル、事ナレ。スベテ末代ニハ犬ノ星ヲマボルナンド云ヤウナル事ニテエ心ヘヌ也。ソレハ又學シトカクスル文ハ。梵文ヨリ起リテ漢字ニテアレバ。コノ日本國ノ人ハコレヲヤハラゲテ和詞ニナシテ心ウルモ。猶ウルサクテ智解ノイルナル。⁽¹⁹⁾

といつてゐるやうに、漢文を眞にわがものにするには、漢字からの制約もあつて相當の困難を伴ひ、またその爲にはかなりの努力を要する事を明にしたものであり、また漢字の一つ一つには訓が附けられてゐるにしても、

訓ノヨミナレド。心ヲサシツメテ字尺ニアラハシタル事ハ。猶心ノヒロガヌ也。⁽²⁰⁾

といつて、漢字が使用される場合、それ自體の制約によつてその表現は概念的に止まり、闊達自在な表現は尙困難を伴ふといふのである。これ迄のやうに漢文本位であることに些の疑問がもたれず、或は訓讀が施されて事足つてゐた程度に國語に對する自覺の不足してゐた状態や、自己周邊の極めて狭い社會の中だけに生きてゐた時代から、否應なしに更に廣い動的世界にも出て、上下あらゆる層に互る體驗をも次第に積重ねてゆけば、單なる概念的な言葉だけではなしに、豊富な生きた國語が求められるのも、時代の趨勢として當然なことではなならない。

元來中國の言語に於ては、一つの思惟内容が一音節で表現されることが好まれ、その音の數は、數限りなく尨大な概念の數に比べれば遙かに少なく、結局多數の概念が同じ音の中に重複して存在することになり、そこに起る混亂を減少する意味から漢字の必要が生れたのであつて、漢字そのものはその發生時から既に概念化の傾向を本質的に伴つてゐた。更にその漢字が組立てられて漢文が構成されるとき、ヨーロッパの言語の如くに變化が全くみられず、文字の配列と多くの助辭群の微妙な協調作用によつて生きた言語となるのであるが、更にそれが音樂的な豊かな抑揚によつて讀ま

れ語られる時、はじめて漢文の表現上の本質が遺憾なく發揮されるのである。

中國との正式通交の中止や、大學寮の衰微はやがて音博士の役割を軽くし、漢文をその本質に於て自己のものにしようとする態度は、次第に訓讀本位の日本語的解體に向ひ、従つて漢文・漢語の本質に横たはる概念的傾向はいよゝ強められ、またそこに示された思想は寧ろ次第に抽象化されてゆくのである。それ故、古代末期の無限に擴がる現實の動きを表現するには、この漢文・漢語は餘りにも固定に過ぎてゐたのである。

慈圓がこのことに觸れて、「眞名ノ文字ニハスグレヌコトバノムゲニタゞ事ナルヤウナルコトバコソ。日本國ノコトバノ本躰ナルベケレ⁽²¹⁾」といつたのも、この概念化とは逆の方向をもつ國語の特徴に言及したものであり、更に語をついで「ソノユヘハ。物ヲイヒツゞクルニ。心ノヲホクコモリテ時ノ景氣ヲアラハスコトハ。カヤウノコトバノサハくトシラスル事ニテ侍也⁽²²⁾」と、動の世界は、生きた國語をもつて表現する以外にないことを明かにしてゐるのも、新しい時代の到來を思はずには措かないであらう。慈圓が事もなげにいふ「假名ニ書バカリニテハ倭詞ノ本體ニテ文字ヘカ、ラズ⁽²³⁾」とか「心ノ中ニハゴ、ロヘ易クテ⁽²⁴⁾」などといふ言葉なども、漢籍翻譯、漢文偏重の時代には教養ある人士の口からは、會て耳にすることの出来なかつたものである。

慈圓の假名論について、時代との關聯に於て更に本質的な問題はその俗語論であらう。それは俗語一般を取上げてゐるのではなく、「ハタト。ムズト。シヤクト。トウト⁽²⁵⁾」などといふ一聯の副詞的語に限られ、山田孝雄博士が『平家物語の語法』中に述べられた、

状態をあらはす副詞中には人の聲又は事物の發する音響をあらはせるものあり、又事物の状態を擬聲的にあらはせる

ものあり。これらはいづれも助詞「ト」を伴ふものなり。(同書・一三九二頁)にほゞ該當するものである。

『愚管抄』には、ここに引例された言葉以外にも、更に多数の同類の俗語が使用されてゐるが、それらについて慈圓は、「假名ニ書タルモ。猶讀ミニクキ程ノコトバヲ無下ノ事ニシテ人は是ヲ笑フ」とか、⁽²⁶⁾「ムゲニ輕々ナルコトバ共ノヲ、クテ」といつてゐる。⁽²⁷⁾これは恐らく謙辭であらうが、事實これらと同種類のものが、それ程長文とも思はれない西園寺公經宛の書簡中にも何回となく繰返されてゐるのであり、⁽²⁸⁾これからみれば、『愚管抄』だけに殊更意識的に俗語が使用されてゐるのでないことは明かである。つまり、それは私的な書簡などに自由に使用されてゐるのと同じ程度なのである。さうして、さういふ言葉が歴史的著作に於ても無雜作に使用されてゐることに大きな意味があるであらう。

然も、これらの副詞的俗語について、「和語ノ本體ニテハ是ガ侍ベキトヲボユル也」といつてゐる事は更に注目し得る。このやうな言葉が貴族出身の前大僧正慈圓の口から發せられることは一見奇異に感ぜられもしようが、このやうな傾向は、慈圓を理解すれば必ずしも唐突なことではなく、例へば彼の歌集『拾玉集』卷第四などにも、

町くだりよろほひ行きて世をみれば物のことはり皆知られけり

み牧より草負ふ馬の口のこを見るも悲しき世の習ひかな

賤の女もおほちみつに夕涼みふるかたひらの足洗ひして

といふ歌などもみられる程である。風巻景次郎氏は慈圓の歌について、

院の御批評の如く、西行ぶりの歌はきはめて多いのである。が又一方、彼はどの専門歌人にも劣らない素人でもあつ

た。そしてその全體としての詠みぶりは實によく新古今時代風を會得していたと思はれる。(『新古今時代』三二八頁)といはれたが、示唆に豐む言葉であつて、この素人風を抜けきらない所こそ、一面からみれば、慈圓の人間としての柔軟さのよき證左とも見做し得よう。さうして前記井上氏の所説の如く、閭巷に住み、庶民とも接してゐれば、俗語と接觸する機會も、決して少なくはなかつた筈である。

慈圓は俗語について更に續けて、「アヤシノ夫宿直人マデモ。此コトノヤウナルコトグサニテ多事ヲバ心得ル也」といつてゐるが、これらは見方を變へれば、俗語の創造が庶民の層にあることを示すことにもならうし、又「是ヲオカシトテカ、ズバ。只眞名ヲコソ用ルベケレ⁽³¹⁾」といつて、俗語を交へた假名文を、半ば公的性質をもつ著作の中で、漢文とは別種のものとして獨立の存在意義を認めたところに、その見識の高さをみることも出来るのである。

(4)

古くから『愚管抄』は「道理物語」とも呼ばれる程「道理」といふ言葉の使用例が多く、多様の意味をもつその語については、既に各方面から注目されてきたが、先に述べた副詞的俗語の自由な驅使については、餘り注意されないままであつた。いまこれらの言葉について、言語的にほゞ同時代のものとも見做される文献と比較しつつ、慈圓の特殊的使用やその意義に觸れてみよう。

先づ最初に、貴族階級の手に成つたものではあるが、庶民の主體的立場もかなり取上げられ、『愚管抄』よりは稍早く書かれた『今昔物語集』(本朝篇)にみえる副詞的俗語を取出せば、卷第十一から卷第二十までの「本朝付佛法」と

卷第二十二から卷卅一(22)(23)「本朝」(24)(25)「世俗」(26)「宿報」(27)「靈鬼」(28)「世俗」(29)「悪行」(30)(31)「雜事」(32)までとは、俗語の使用態度が稍相違し、特に後者の場合には、かなり自由に新しい語が使用されてゐる。前者「佛法」は『日本靈異記』などの佛教説話集の流れを汲むものであるが、稍貴族的である爲か、俗語の數も少なく、

散ト・急ト・ツブ〜ト・フタ〜ト・亂々ト・ハラ〜ト・ヒラ〜ト・ヲウ〜ト・エツ〜ト⁽³²⁾

などに過ぎないのが、卷二十二以後の世俗的庶民的色彩の強い卷に於ては、

アラ〜ト・ハラ〜ト(卷二九までに一〇回)・フタト・キシ〜ト・フット・フツ〜ト・フツリト・ミシ〜ト・ヒシ〜ト・ユブ〜ト・キト・ツブト・ツブ〜ト・カラ〜ト・ユラ〜ト・フリフリト・タソ〜ト・クル〜ト・ツラ〜ト・サラ〜ト・ソヨリ〜ト・チウト・ヒラ〜ト・カカト・イカ〜ト・ホト、・ノト〜ト・ハタ〜ト・ポロ〜ト・シワリト・ザブ〜ト・ソレ〜ト・テウト・サヤ〜ト・カサト・ライ〜ト

などと、あらゆる音響や動きをも副詞化し、或は擬聲化してとらへてゐる。この中には勿論既に王朝時代の和文に見える言葉もあるけれども、徒なる美意識などに些も煩はされることなく、感覺的に鋭敏である者こそ、旺盛なる造語能力をもち得るのであつて、それは恐らくは、自己の生活の中に着實に生きてきた庶民の健康な生活以外にはあり得ないであらう。『源氏物語』や『大鏡』、その他王朝時代物語にも散見するこの中の言葉にしても、貴族達の生活に密着してゐないものである以上、それらの受容はあり得ても、自からの力による創造は困難であつたものと思はれる。

次にこれ亦承久ノ變以前に成立したとはいはれ、和漢混淆體の發達史上逸することの出来ない『古事談』では、この種の言葉は割合にすくなく、特に問題になることないが、これが『保元物語』『平治物語』などでは、流石戰記物とい

はれるに相應しく、これ迄にみられた言葉以外に、戰場特有の言葉が新につけ加はつて、
ぐさと・がばと・ちようと・ひたくと・むずと・咄と・颯と・屹と・しとと・づんと・がはと
などが現はれるのも自然の勢であつたらう。

この戦記物の頂点をなすといはれる『平家物語』になれば、新しい言葉や戰場用語も増加し、その使用回数も遙かに
多くなつてくる。この物語は承久以前に成立し、藤原氏の將軍の頃に増補されたものとされるが、⁽³³⁾原本に最も近いとい
はれる「延慶本」に基く山田博士の調査によれば、⁽³⁴⁾

エイト・ヲウト・（人の叫聲）ハト・トツト（笑聲）トト・ハト（ときの聲）カハト・カフト・カラト・カラリト・キク
リト・サト・サツト・サラト・サラリト・シトト・シトト・トウト・ハタト・ハタト・ヒヤウト（音響
を換したもの）サワト・シホト・スルリト・ソト・チト・ツト・ハシト・ヒシト・ヒタト・
ミシト・フサト・ワナト・ワラト（事物の状態を表はす）

などの副詞的言葉が續々と文字化されるに至つた。この中にみられる多くの言葉は、廣い意味に於て農村を母胎とする
言葉であり、それらが多量に文學の分野に進出したことは、社會的上下間の言語的交流を意味するものとして、この時代
の新しい傾向でもあつた。擬聲的な言葉、音響的な言葉の多くは文學的見地からみれば、繊細な感情を表はすには不適當
であり、その意味からすれば、必ずしも高級なものとはいへないかも知れない。然し乍ら、それらはいづれも、原始的
生命の旺盛さを示すものであり、異質のものとして、貴族社會の文物に新風を吹き入れずには措かなかつたであらう。
このやうな下流との接觸の傾向はたゞこれだけに止まらない。例へば後白河院御撰の『梁塵秘抄』なども、これまでの

常識からすれば、それ自體驚くべきことではあらうが、これとてそれ程唐突なことではなく、それを生み出すことを可能にする社會的諸條件が既に熟してゐたと見做すべきであらうし、後鳥羽院の御製に下流的要素が影響するといふやうなことも、充分にあり得べき事であつたに違ひない。⁽³⁵⁾この意味からすれば、『愚管抄』に於て俗語が特に意識的に論ぜられると共に、それが自由に使用されたにしても、必ずしも奇異なことではないであらう。たゞ、慈圓がこの一般的傾向の中にあつて、俗語の使用と選擇とにどのやうな特殊性を與へたかゞ更に明かにされなくてはならない。

(5)

このやうな上下の言語的文化的交流のさなかに、慈圓が俗語を國語の本躰といつてゐることは、まことに意味深いことであるが、彼がこれらをその文章の中で實際に如何に使用し、如何に有効に生かしてゐるかをみることによつて、俗語使用の眞意も更に明かになると思ふのである。

いふまでもなく『愚管抄』は歴史的記述とそれに伴ふ論評が中心となつてゐて、戦亂の具體的記事は餘り多くはない。従つて戦記物にみられるやうな戦場用語として、擬聲的俗語が使はれることは殆んどないし、さりとて『今昔物語』などにみられるやうな、旺盛な庶民の生命力の表現も直ちに期待することは出来ない。俗語に關しては貴族一般と同じく、自らにその創造作用はなく、唯その受容があるのみであるが、その場合俗語に對する慈圓なりの一種の選擇がみられ、その使用にも特有なものがあり、使用範圍上にも一種の限界がみられる。従つてその使用語數もわづか廿四語に限られ、これを各々の使用度數によつて延べれば百三十三回である。(因みに道理といふ語はその使用回數、百三十九回

である) いま各語別の使用度数を表示すれば、次表の通りである。

ヒ シ ト	61	スク スク ト	2	キ ヨ ト	1
ツ ヤ ツ ヤ ト	19	ム ズ ト	2	サ メ ザ メ ト	1
サ ハ サ ハ ト	7	ハ ラ ハ ラ ト	2	シ ハ リ シ ハ リ ト	1
ハ タ ト	7	ハ タ ハ タ ト	2	セ イ セ イ ト	1
ヒ シ ヒ シ ト	6	ホ ロ ホ ロ ト	2	ム ズ ム ズ ト	1
フ ツ ト	6	ア ザ ア ザ ト	1	フ タ フ タ ト	1
キ ラ キ ラ ト	4	ウ ラ ウ ラ ト	1	フ ツ ニ	1
キ ト	2	キ ラ リ ト	1	ヤ サ ヤ サ ト	1
語	使用 回数	語	使用 回数	語	使用 回数

(註) 『門葉記』所載、西園寺公經宛書簡では、

「ひしと」(7)・「はたと」(2)・「ふつと」(1)・「けさく」と

(1)・「さはく」と(1)・「きはく」と(1)となつてゐる。

種の本の書寫であるためか、各々一語の使用もみられない。續いて、第三・十六語、第四・二十二語、第五・二十三語、第六・十六語と、こゝまでは殆んど大差がないが、最後の附録では五十八語と激増してゐる。(尙直接にこれと關係はないが、道理といふ語の使用についても、全卷百三十九回のうち、附録のみで七十五回といふ高い使用度数を示し

この表によつても明かであるやうに、「ヒシト」が際立つて多く使用され、「ツヤく」と「サはく」と「ハタト」「フット」「ヒシヒシト」などがこれに次ぎ、その他の使用回数はいづれもすくない。又表の註にも示したやうに、西園寺公經宛書簡にも重複する語が多く、そこでも「ヒシト」の使用が最も多い點も同様である。

次にこの廿四語について、卷別の分布を延數で調べてみると、第一・第二は年代記的記述である上に、恐らく或る

てゐる。これは第三から第六までが少くとも客觀的な史的記述形式をもつのに對して、この附録は主觀の強く入つた獨自な時事評論の文章である爲かと思はれる。そこには感情のうねりがあり、俗語の使用はこれを助長して、獨自の文體が生れてくるのである。いまその一例を示せば、

君ノ御意ニカナハヌコトハ。ナニゴトカハアルベキ。コ、ニ世ハ損ゼンズル也。コノ道理ヲ返々君ノヲボシサトリテ。コノ御ヒガゴトノフツトアルマジキナリ。君ハ臣ヲタテ。臣ハ君ヲタツルコトハリノヒシトアルゾカシ。コノコトハリヲコノ日本國ヲ昔ヨリサダメタルヤウト。又コノ道理ニヨリテ先例ノサハトミユルト。コレヲ一々ニヲボシメシアハセテ。道理ヲダニモ心得トヲサセ給ヒナバメデタカルベキ也。トヲクハ伊勢大神宮ト鹿嶋ノ大明神ト。チカクハ八幡大菩薩ト春日ノ大明神ト。昔今ヒシト議定シテ世ヲバモタセ給フ也。今文武兼行シテ君ノ御ウシロミアルベシト。コノ末代トウツリカウウツリシモテマカリテ。カク定メラレヌル事ハアラハナル事ゾカシ。ソレニ漢家ノ事ハタゞ詮ニハソノ器量ノ一事キハマレルヲトリテ。ソレガウチカチテ國王トハナルコトト定メタリ。コノ日本國ハ初ヨリ王胤ハホカヘウツル事ナシ。臣下ノ家又定メヲカレヌ。ソノマ、ニテイカナル事イデクレドモケフマデタガハズ。百王ノ今十六代ノコリタル程ハ。コノヤウハフツトタガフマジキ也。コ、ニカ、ル文武兼行ノ執政ヲツクリイダシテ。宗廟社稷ノ神ノマイラセラレヌルヲ。ニクミノホシメシテハ。君ハ君ニテエヲハシマスマジキ也。³⁶⁾

(傍點筆者)

などもその好例であつて、ここにみられるやうに、俗語の生命が充分に生かされて、假名文としては一種獨自の風格をもつ、論評風の文章が展開されるのである。

次に個々の言葉の内容を検討すべく、先づ「ヒシト」についてみると、『大言海』では古くは擬聲語であつたとして、萬葉集や源氏物語の用例を擧げてゐるが、⁽³⁷⁾それが次第に轉化して、古代國家末期から院政時代にかけては、

伏様ニドウト落ツ、(略)額ニ砂ヒシトツキ、鼻血流レテ見苦シカリケリ(『平治物語』二)

腕ヲヒシト握リ(『古事談』四)

馬車・ヒシト立テ、(『古今著聞集』十)

瞿麥ヲヒシト植エラレタリケレバ(同十九)

コノ遊女ノ歌ノ法文ナルニテ、ヒシトゲニ思定メテ侍リ(『撰集抄』)

此の聲を聞きて、そこらののしりつる久住者ども、ひしとやみぬ(『讃岐典侍日記』)

などの例がみえ、概していへば明かに動作の限定として使用されてゐる。慈圓はこれらと同じやうな例を、無論何回も使つてはゐるが、⁽³⁸⁾更にこれ迄の用語例とは稍違つたものとして、思想的表現の場合に迄もこれを使用してゐる場合がある。

三世ニ因果ノ道理ト云物ヲヒシトヲキツレバ。ソノ道理ト法爾ノ時運トノモトヨリヒシトツクリ合セラレテ。流レ下リモエノボル事ニテ侍也。⁽³⁹⁾(傍點筆者)

や、また、

大織冠ノ入鹿ヲウタセ給テ。世ハヒシト遮惡持善ノ事ハリニカナヒニシゾカシ。今又コノ定ナルベキニコソ。コノヤウニテコソヒシト君臣合躰ニテ。メダタカランズレ。⁽⁴⁰⁾(同)

などをみると、本來極めて動的であり、外的限定に止まつてゐたこの語が、慈圓により新たに内面化されつゝ、生かさ

れてゐるのをみるのである。

或はまた、「ムズト」といふ言葉などは、元來戰場用語にふさはしい動的な生々した言葉であるが、これも慈圓は内面的に使ひこなして、

サテ後三條院ヒサシクヲワシマスベキニ。事ヲバキザシテ四十二テウセヲハシマス事ゾボツカナケレドモ。ソレハムズト世ノ衰ツベキ道理ノアラハル、ナルベシ⁽⁴¹⁾。(同)

などといふ、新しいニュアンスをもつ言葉として再生せしめてゐるのである。以上はその一例に過ぎないが、慈圓がその文章に力と生氣とを與へんが爲に、俗語を積極的に使用してゐることは、これらによつても明かであらう。

慈圓の如く、貴族社會の運命に自らの責任を痛感し、その復興を眞に念ずる者は、健康で生命力の旺盛した庶民の生きた言葉に接すれば深く感動し、これを自己の内深く攝取し、涸渇した生命に新しいエネルギーを附與して自らを充溢せしめようとするのである。慈圓の言葉は、貴族の一員として最も激しく内的たゞかひを續ける者のみが發する痛切な響きを伴つてゐた。それは固定した漢文體ではなしに、獨自の音調と色彩をもつ假名で書かれねばならなかつた。それは王朝時代の女流の手になる情緒的な和文とは類を異にし、最も男性的であり、且つ理性の支えをもち、また振幅の大きいものでなくてはならなかつた。さういふ假名文こそ、慈圓の如き人物の體驗を表白するに相應しい唯一の文體であつた。慈圓はそれを完成しはしなかつたが、それを豫告した意味に於て、文化史上不朽の名を止めるであらう。

慈圓は攝籙家に生を享けたが、それは彼にとつて生涯變更を許さぬ運命であつた。さういふ個人の力では動かすこと

の不可能な制約を一身に擔ひつゝ、未曾有の變轉の時期に對處せねばならなかつた。従つて慈圓から革新の論理を引出したり、武家への理解を求めるとは出来ないにしても、その評價には些の變更もないであらう。保守・革新などと、徒に概念的區別を立てる事程容易なことではないからである。

慈圓は僧籍に身を置き乍らも、現實社會の動きに無關心ではゐられなかつた。或は當時の公家として眞の意味に於て、現實に最も敏感であつた一人であつたかも知れない。然し乍ら、たゞ現實のみをみて、徒に妥協することは彼の最も排するところであつた。慈圓は現實といふ言葉の下に、己が生命そのものである理想を捨て去るに忍びなかつた。従つて彼の描く未來圖は勢ひ、理想的たらざるを得なかつた。現實にしつかりと脚をふみしめつゝ、如何にすれば理想を具現することが出来るか、これが彼に課せられた最大の課題であり、それを解決しようとする努力の中から、独自の時事評論としての『愚管抄』が生れた。それは正しく、最後の典型的貴族としての内的信の告白でもあつた。

註

(昭和卅三年五月廿八日稿)

- (1) 『愚管抄』附録・二八七頁
- (2) 『本朝文粹』卷之二・意見十二箇條。
- (3) 『愚管抄』附録・三一〇頁 (4) 同・三二五頁 (5) 同・三二六頁 (6) (7) 同・三二七頁 (8) 同・二八八頁 (9) 同・二九〇頁 (10) 同・二八九頁
- (11) 例へば多賀宗準『鎌倉時代の思想と文化』のうち「慈圓僧正研究」(一五二頁)など。
- (12) (13) 『愚管抄』附録・二八九頁
- (14) 『明月記』(嘉祿元年)
- (15) 『台記』(康治二年七月廿一日條) (16) 同・(康治二年三月卅日條) (17) 同・(康治元年四月廿八日條)

- (18) 『玉葉』卷卅九(壽永二年十一月一四日條)「大外記頼業來、大將中將兩息共受_ニ始尙書於頼業、(中略)頼業於_ニ明經道、不_レ耻_ニ上古之名士也」
- (19) 『愚管抄』附錄・二八七頁 (20) 同・二八九頁 (21) (22) 同・二九〇頁 (23) 同・第二・八五頁 (24) 同・附錄・二八八頁 (25) (26) 同・第二・八五頁 (27) (29) 同・附錄・二八九頁
- (28) 一〇八頁、圖表の註参照。
- (30) (31) 『愚管抄』第二・八六頁
- (32) これらの用語例としては、
 散下(腥キ息ノ煖カナルヲ——吹き係ケ・卷一四)・急ト(寺ノ内ニ——見シ所ノ地藏菩薩也・卷一七)・ツブ_レト(刀ニ隨テ血——出來ケル・卷十九)・フタ_レト(棹ニ懸タル鳥——フタメク・同)・亂々ト(練絹ノ様ニ——罷成・同)・ハラ_レト(石ヲ——食ヘバ・卷二〇)・ヒラ_レト(火——出テ・同)ヲウ_レト(——ソ音ヲ舉テ叫ビケル・同)・エツ_レト(大キナル骨：喉ニ立テ——吐迷ケル・同)
- (33) 山田孝雄博士『平家物語考』(七〇六頁) (34) 同(一三九一頁)
- (35) 折口信夫博士は後鳥羽院の御製「おもひ出づるをり焚く柴のゆふけぶりむせぶもうれし忘れがたみに」の第四句「むせぶもうれし」を小唄調といはれる。(『新古今前後』全集本・卷八・三六頁)
- (36) 『愚管抄』附錄・三一七頁
- (37) 「…ぬば玉の夜はすがらにこの床の——鳴る迄なげきつるかも」(『萬葉集』卷第十三・三二七〇)
 また『源氏物語』には二例あつて、
 「ものゝあしおとひしひしとふみならしつゝ」(夕顔)・「風のをとあらゝかにうち吹にはかなきさまなるしとみなとはひし_レとまきるゝをとに」(總角)
- (38) 例へば、
 「武士——卷テセメケレバ。シバシハタ、カイテ…」(第六)・「法住寺殿院御所ヲ城ニシマハシテ——アフレ」(第五)
- (39) 『愚管抄』第五・二三一頁 (40) 同・附錄・三一五頁 (41) 同・三〇一頁